

## 広島県動物愛護推進員設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号。以下、「動物愛護法」という。)第38条の規定に基づき委嘱する動物愛護推進員(以下「推進員」という。)の設置に関し必要な事項を定める。

### (委嘱)

第2条 推進員は、次に掲げる要件のすべてを満たす者の中から、知事が委嘱する。

- 一 広島県内に居住または勤務する満18歳以上の者
  - 二 動物の愛護及び適正な飼養の推進に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲のある者
  - 三 広島県動物愛護管理推進協議会の構成団体から推薦された者
  - 四 動物愛護法その他動物関連法令に反する行為により、県又は市町(以下「県等」という。)から文書による指導(軽微なものを除く)、勧告又は命令等を受けたことのない者
  - 五 第7条第1項第1号、第3号、第4号又は第6号の規定により、推進員を解嘱されたことのない者
- 2 知事は、推進員に対し、別記様式1の委嘱状及び別記様式2の推進員の証を交付する。

### (活動)

第3条 推進員は、県の方針に従い、次の各号に掲げる活動を自主的に、かつ、自己責任において行うものとする。県は推進員の組織的な活動が図られるよう支援し、県民にその活動について周知を図るものとする。

- 一 犬、猫等の動物の愛護及び適正な飼養の推進のために県等が行う施策に協力すること。
  - 二 犬、猫等の動物の愛護及び適正な飼養の重要性について、県民の理解を深めること。
  - 三 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための不妊去勢手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
  - 四 動物の所有者に対し、その求めに応じて、これら動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡の斡旋その他の必要な支援をすること。
  - 五 災害時において、国又は県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。
  - 六 前号までの活動に役立つ知識の習得に努めること。
- 2 推進員が活動する範囲は、広島県内(広島市、呉市及び福山市を除く。)とする。
- 3 推進員は、必要に応じて、広島市、呉市及び福山市で活動する推進員と連携することができる。

### (遵守事項)

第4条 推進員は、動物の愛護及び適正な飼養に関する活動に関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 活動を行う上で知り得た個人情報等を第三者に漏らさないこと。なお、推進員の任を解かれた後も同様とする。
- 二 活動にあたって、個人の人格を尊重し親切丁寧な態度で接するとともに、差別的な扱いや不快の念を抱かせることのないよう注意すること。
- 三 推進員の身分を、第3条に定める活動以外の目的で使用しないこと。
- 四 推進員の活動を行うときは推進員の証を携行し、相手から求めがあった場合には提示すること。

(任期)

第5条 推進員の委嘱期間は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(報償費等)

第6条 推進員の活動に対する報償費及び活動に要した諸費用については、支給しない。

(解嘱)

第7条 推進員が次の各号のいずれかに該当する場合には、知事は、これを解嘱することができる。

- 一 県や広島県動物愛護管理推進協議会の施策、方針に反する場合
- 二 推進員としての職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 推進員としての責務を果たさない場合
- 四 推進員としてふさわしくない非行があった場合
- 五 居住地を広島県外に変更した場合
- 六 第4条各号の遵守事項に反する行為を行ったと認められる場合
- 七 本人からの申し出があった場合

2 推進員は、前項の規定により解嘱された場合には、委嘱状及び推進員の証を知事に返納しなければならない。

(報告等)

第8条 推進員は、その任期中、活動の実績を別記様式3により定期的に知事に報告しなければならない。

2 推進員は、その活動に必要な知識・技術を修得するとともに、推進員相互の交流と技術研鑽を図るため、県が行う研修・連絡会議に参加することができる。

3 推進員は、その居住地を変更した場合は、速やかにその旨を知事に連絡しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進員について必要な事項は別に定める。

2 県は、広島市、呉市又は福山市に居住または勤務する推進員について、各市が県とは別に推進員として委嘱する意向の際は、兼務を認める等所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年2月10日から施行する。

この要綱は、平成26年3月27日から施行する。

この要綱は、令和4年4月8日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

# 委 嘱 状

様

広島県動物愛護推進員を委嘱する

(委嘱期間)

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

広島県知事

印

別記様式 2

(表)

第 号	動物愛護推進員の証
写 真 (横 2.5×縦 3 c m)	氏 名
	年 月 日 生 (委嘱期間 年 月 日 ~ 年 月 日)
年 月 日	
広島県知事	印

注 用紙の大きさは、縦 5 センチメートル横 8 センチメートルとする。

(裏)

この証票を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 38 条に基づき広島県知事から委嘱された動物愛護推進員である。

動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

（動物愛護推進員）

第 38 条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱するよう努めるものとする。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- 三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。
- 四 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。
- 五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

# 動物愛護推進員活動報告書

( 年 月 ~ 年 月 )

推進員 所属団体等 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

活動年月日	活 動 内 容